

株 主 各 位

平成30年6月27日

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東 北 電 力 株 式 会 社

取締役会長 海 輪 誠

第94回定時株主総会決議ご通知

拝啓 株主のみなさまには、平素より格別のご高配をたまわり、厚く御礼申しあげます。

さて、平成30年6月27日開催の当社第94回定時株主総会における報告事項および決議事項につきまして、下記のとおりご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項

1. 平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

〈会社提案（第1号議案から第6号議案まで）〉

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

（期末配当金は1株につき20円）

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更内容は次のとおりであります。

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電気事業 (2) 電気機械器具の製造、販売及び賃貸 (3) 冷水、温水、蒸気等の熱供給事業 (4) ガス供給事業 (5) 情報処理及び電気通信事業 (6) 不動産の売買、賃貸借及び管理 <u>(7) 前各号並びに環境に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売</u> <u>(8) 前各号に附帯関連する事業</u> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次に掲げる機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要ある毎に、取締役会の決議にもとづき、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 当社に取締役18名以内を置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) <u>(7) 土木及び建築工事並びにこれらに関連する調査、企画、測量、設計、保守及び監理</u> <u>(8) 前各号並びに環境に関するエンジニアリング、コンサルティング及び技術・ノウハウの販売</u> <u>(9) 前各号に附帯関連する事業</u> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次に掲げる機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第3章 株 主 総 会</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は必要ある毎に、取締役会の決議をもって定めた代表取締役が、これを招集する。<u>当該代表取締役に事故があるときは、</u>予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内を置く。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>(選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 前項の決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の構成及び招集) 第22条 取締役会は、取締役をもって構成する。</p> <p>2 取締役会は、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれを招集する。</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議事項) 第24条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当社の業務執行を決定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p>(選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の構成及び招集) 第22条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、取締役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議事項及び重要な業務執行の委任) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議をもって社長1名を定め、なお副社長及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>2 社長及び副社長は、各自当会社を代表する。</p> <p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第28条 社長は、取締役会の決議に従い、当会社の業務を統轄する。</p> <p>2 副社長は、社長を補佐し、当会社の業務を執行する。</p> <p>3 常務取締役は、社長及び副社長を補佐し、担当業務を執行する。</p> <p>4 社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の代表取締役がその職務を代行する。</p>	<p>(役付取締役及び代表取締役)</p> <p>第27条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>、社長1名を定め、なお副社長<u>その他の役付取締役若干名を定めることができる。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>、代表取締役を定める。</p> <p>(役付取締役の業務執行)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり) (削除)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(会長)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議をもって会長1名を定めることができる。</p> <p>2 会長は、当会社を代表する。</p> <p>3 会長を定めた場合には、第13条、第15条、第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p>	<p>(会長)</p> <p>第29条 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>、会長1名を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>2 会長を定めた場合には、第15条、第22条及び第23条中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の構成及び招集)</p> <p>第31条 監査等委員会は、監査等委員をもって構成する。</p> <p>2 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第32条 監査等委員会の議事は、法令に別段の定めのある場合のほかは、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって決する。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第34条 監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を定めることができる。</u></p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(員 数)</u> <u>第31条 当会社に監査役5名以内を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(選 任)</u> <u>第32条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(任 期)</u> <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>2 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の構成及び招集)</u> <u>第34条 監査役会は、監査役をもって構成する。</u> <u>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。但し、監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第35条 監査役会の議事は、法令に別段の定めのある場合のほかは、監査役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(削 除)</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(監査役会の議事録) <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(常任監査役) <u>第37条 監査役会は、その決議をもって常任監査役若干名を定める。</u> 2 常任監査役は、常勤とする。</p> <p>(監査役の責任免除) <u>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の監査役の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>
<p>第39条 ～ 第41条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) <u>第42条 第40条及び前条により分配する金銭は、その支払開始の日から起算して5年以内に受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>第35条 ～ 第37条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間) <u>第38条 第36条及び前条により分配する金銭は、その支払開始の日から起算して5年以内に受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条 当社は、第94回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>第2条 第94回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条第2項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）13名選任の件

本件は、原案のとおり海輪 誠，原田宏哉，坂本光弘，岡信慎一，田苗 博，増子次郎，長谷川登，山本俊二，阿部俊徳，樋口康二郎，近藤史朗，小縣方樹および上條 努の13名が選任され，それぞれ就任いたしました。

なお，近藤史朗，小縣方樹および上條 努の3氏は，いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり加藤公樹，藤原作弥，宇野郁夫および馬場千晴の4名が選任され，それぞれ就任いたしました。

なお，藤原作弥，宇野郁夫および馬場千晴の3氏は，いずれも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額および内容決定の件

本件は、原案のとおり承認可決され，取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を月額4,300万円以内（うち社外取締役分は月額500万円以内）と定めるとともに，株式報酬型ストックオプションとして，新株予約権に係る報酬額を1事業年度当たり1億8,000万円以内かつ新株予約権1,600個（当社普通株式160,000株）を上限として割当てすることに決定いたしました。

なお，株式報酬型ストックオプションについては，従来どおり，社外取締役には付与いたしません。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

本件は、原案のとおり承認可決され，監査等委員である取締役の報酬額を月額1,200万円以内と定めることに決定いたしました。

〈株主提案（第7号議案から第12号議案まで）〉

第7号議案 定款一部変更の件（1）

本件は，否決されました。

第8号議案 定款一部変更の件（2）

本件は，否決されました。

第9号議案 定款一部変更の件（3）

本件は，否決されました。

第10号議案 定款一部変更の件（4）

本件は，否決されました。

第11号議案 定款一部変更の件（5）

本件は，否決されました。

第12号議案 定款一部変更の件（6）

本件は，否決されました。

第94期期末配当金のお受け取りについて

1. 配当金をゆうちょ簡易払によりお受け取りの株主さまにおかれましては、「期末配当金領収証」を同封いたしましたので、平成30年6月28日(木)から平成30年7月31日(火)までの間に、お近くのゆうちょ銀行または郵便局の貯金窓口でお受け取りください。
2. 配当金の口座振込をご指定された株主さまにおかれましては、平成30年6月28日(木)にご指定の口座にお振込みいたしますので、お確かめください。
3. 同封いたしております「期末配当金計算書」は、配当金額のご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

株式数比例配分方式を選択されている株主さまにおかれましては、口座を開設されている証券会社にお問い合わせください。

インターネットホームページのご案内

当社ホームページ「株主・投資家のみなさま」では、当社の最新の情報のほか、株式に関するお手続きのご案内など、株主のみなさまのお役に立つ情報を掲載しております。

当社ホームページ <http://www.tohoku-epco.co.jp/>